

平成18年5月26日

各 位

会社名 株式会社ほくほくファイナンシャルグループ

代表者名 取締役社長 高木 繁雄

本店所在地 富山県富山市堤町通り一丁目2番26号

コード番号 8377 (東証第一部、札証)

問い合わせ先 責任者役職名 マネージャー

氏 名 庵 栄伸

電話番号 (076)423-7331

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月27日開催予定の第3期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、変更するものであります。主な変更項目は以下のとおりです。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置くことについて、定款(以下定款条文番号は変更後にて表示)第3条の2(機関)を新設するものであります。
- (2) 株券発行会社である旨を明記する規定として、第5条の3(株券の発行)を設けるものであります。
- (3) 単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、第6条の2(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 優先株式に関する諸規定(第10条～第19条、ただし第14条・第18条を除く)について、会社法の種類株式に関する規定に沿って変更するものであります。
- (5) 会社法の趣旨に則り、第20条(招集)において株主総会招集地の制限を撤廃するものであります。
- (6) 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより提供したものとみなすことができるようするため、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)、

会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に定めるところに従い、第23条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

- (7) 株主総会に出席して議決権を代理行使する代理人の員数を明確にするため、第25条（議決権の代理行使）を変更するものであります。
- (8) 機動的な意思決定を行うため、取締役会の決議方法について書面決議を可能とするよう、会社法第370条の規定に従い、第33条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (9) 外部役員の招聘に資するよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役または社外監査役と当社の間で責任限定契約を締結できるようにするため、第36条（社外取締役の責任限定契約）および第45条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。
- (10) 補欠監査役の予選の効力を延長するため、第39条（補欠監査役の予選の効力）を新設するものであります。
- (11) その他、会社法および整備法が施行されたことに伴い、規定の整備、字句の修正、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙新旧対照表のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月27日
定款の効力発生日	平成18年6月27日（株主総会承認後）

以上

定款・変更案対照表

(注) 一を表示した箇所が変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当会社は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループと称し、英文では Hokuhoku Financial Group,Inc. と表示する。</p>	<p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当会社は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループと称し、英文では Hokuhoku Financial Group,Inc. と表示する。</p>
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. 銀行、その他銀行法により子会社となることができる会社の経営管理</p> <p style="padding-left: 2em;">2. その他前号の業務に付帯または関連する業務</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 銀行、その他銀行法により子会社となることができる会社の経営管理</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) その他前号の業務に付帯または関連する業務</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当会社は、本店を富山市に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当会社は、本店を富山市に置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第3条の2 <u>当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 監査役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞、富山市において発行する北日本新聞および札幌市において発行する北海道新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞、富山市において発行する北日本新聞および札幌市において発行する北海道新聞に掲載する。</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第 5 条 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は38億株とする。このうち28億株は普通株式、4億株は第1種優先株式、2億株は第2種優先株式、2億株は第3種優先株式、9千万株は第4種優先株式、1億1千万株は第5種優先株式とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、普通株式につき消却があった場合は優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は38億株とする。このうち28億株は普通株式、4億株は第1種優先株式、2億株は第2種優先株式、2億株は第3種優先株式、9千万株は第4種優先株式、1億1千万株は第5種優先株式とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第5条の2 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議<u>をもって自己株式を買受ける</u>ことができる。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第5条の2 当会社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議<u>によって市場取引等により自己の株式を取得する</u>ことができる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 6 条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、すべての種類の株式につき1,000株とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 当会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という）に係わる</u>株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第5条の3 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 6 条 当会社の<u>単元株式数</u>は、すべての種類の株式につき1,000株とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 当会社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る</u>株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第6条の2 当会社の<u>株主</u>（<u>実質株主</u>を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
(単元未満株式の買増し)	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第7条 当会社の<u>株主</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する<u>単元未満株式の数</u>と併せて<u>単元株式数となる</u>数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
(基準日)	(削 除)
<p>第7条 当会社は、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿</u>（<u>実質株主名簿</u>を含む。以下同じ）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	
(名義書換代理人)	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第8条 当会社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株式の名義書換</u>、<u>単元未満株式の買取り</u>および<u>買増し</u>その他株式に関する事務は、これを<u>名義書換代理人に取り扱わせ</u>、当会社においては取り扱わない。</p>
(株式取扱規程)	<p><u>(株式取扱規程)</u></p> <p>第9条 当会社の<u>株券の種類</u>ならびに<u>株式の名義書換</u>、<u>単元未満株式の買取り</u>および<u>買増し</u>、<u>その他株式</u>に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
第3章 優先株式 (優先配当金)	第3章 優先株式 (優先配当金)
<p>第10条 当会社は、<u>定款第41条</u>に定める<u>利益配当金を支払う</u>ときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という）または優先株式の<u>登録質権者</u>（以下、「優先登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）または普通株式の<u>登録質権者</u>（以下、「普通登録質権者」という）に先立ち、それぞれ次に定める金額を上限として、完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>利益配当金</u>（以下、「優先配当金」という）を支払う。</p>	<p>第10条 当会社は、<u>第50条</u>に定める<u>剩余金の配当を行う</u>ときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という）または優先株式の<u>登録株式質権者</u>（以下、「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）または普通株式の<u>登録株式質権者</u>（以下、「普通登録株式質権者」という）に先立ち、それぞれ次に定める金額を上限として、完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>剩余金の配当</u>（以下、「優先配当金」という）を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1種優先株式1株につき、年37円50銭 第2種優先株式1株につき、年37円50銭 第3種優先株式1株につき、年50円 第4種優先株式1株につき、年37円50銭 第5種優先株式1株につき、年50円</p> <p>② 優先配当金の額は、当該<u>営業年度</u>において<u>第1 1条</u>に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該金額を控除した額とする。</p> <p>③ ある<u>営業年度</u>において優先株主または優先<u>登録 質権者</u>に対して支払う<u>利益配当金</u>の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌<u>営業年度</u>以降に累積しない。</p> <p>④ 当会社は、優先株主または優先<u>登録質権者</u>に対し、優先配当金を超えて<u>配当金</u>の支払いをしない。</p>	<p>第1種優先株式1株につき、年37円50銭 第2種優先株式1株につき、年37円50銭 第3種優先株式1株につき、年50円 第4種優先株式1株につき、年37円50銭 第5種優先株式1株につき、年50円</p> <p>2. 優先配当金の額は、当該<u>事業年度</u>において<u>次条</u>に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該金額を控除した額とする。</p> <p>3. ある<u>事業年度</u>において優先株主または優先<u>登録株式質 権者</u>に対して支払う<u>剩余金の配当</u>の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌<u>事業年度</u>以降に累積しない。</p> <p>4. 当会社は、優先株主または優先<u>登録株式質権者</u>に対し、優先配当金を超えて<u>剩余金の配当</u>の支払いをしない。</p>
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第11条 当会社は、<u>第4 2条</u>に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先<u>登録質権者</u>に対し、普通株主または普通<u>登録質権者</u>に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(本定款において、「優先中間配当金」という)を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第11条 当会社は、<u>第5 1条</u>に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先<u>登録株式質権者</u>に対し、普通株主または普通<u>登録株式質権者</u>に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(本定款において、「優先中間配当金」という)を支払う。</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先<u>登録質権者</u>に対し、普通株主または普通<u>登録質権者</u>に先立ち、それぞれ次に定める金銭を支払う。</p> <p>第1種優先株式1株につき、500円 第2種優先株式1株につき、500円 第3種優先株式1株につき、500円 第4種優先株式1株につき、570円 第5種優先株式1株につき、500円</p> <p>② 優先株主または優先<u>登録質権者</u>に対しては、前項のほか残余財産の分配はしない。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先<u>登録株式質権者</u>に対し、普通株主または普通<u>登録株式質権者</u>に先立ち、それぞれ次に定める金銭を支払う。</p> <p>第1種優先株式1株につき、500円 第2種優先株式1株につき、500円 第3種優先株式1株につき、500円 第4種優先株式1株につき、570円 第5種優先株式1株につき、500円</p> <p>2. 優先株主または優先<u>登録株式質権者</u>に対しては、前項のほか残余財産の分配はしない。</p>
<p>(消却)</p> <p>第13条 <u>当会社は、いつでも優先株式を買受け、これを保有し、または利益をもって消却することができる。</u></p> <p>② <u>前項に基づき優先株式を買受けまたは消却するときは、優先株式のうち、いずれか一または二以上の種類について行うことができる。</u></p> <p>③ 当会社は、第2種、第3種または第5種優先株式の発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢を勘案して妥当と認められる<u>償還価額で</u>、当該優先株式の全部または一部を<u>償還する</u>ことができる。<u>一部償還の場合は</u>抽選その他妥当と認められる方法により行う。</p>	<p>(取得条項付株式に対する金銭の交付)</p> <p>第13条 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>当会社は、第2種、第3種または第5種優先株式の発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後、<u>当会社の取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条に定める限度額を限度として</u>、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢を勘案して妥当と認められる<u>額の金銭を交付して</u>、当該優先株式の全部または一部を<u>取得する</u>ことができる。<u>当該優先株式の一部を取得する場合は</u>、抽選その他妥当と認められる方法により行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(議決権) 第14条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、定時株主総会に優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされる時まで議決権を有する。	(議決権) 第14条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、定時株主総会に優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされる時まで議決権を有する。
(株式の併合または分割、新株等の引受権) 第15条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割を行わない。 (新 設) ② 当会社は、優先株主には <u>新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権</u> を与えない。	(株式の併合または分割、新株等の引受権) 第15条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割を行わない。 また、優先株主には、株式および新株予約権の無償割当ては行わない。 2. 当会社は、優先株主には <u>募集新株、募集新株予約権または募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利</u> を与えない。
(普通株式への転換) 第16条 第1種、第2種および第4種優先株式の株主は、 <u>当該優先株式の普通株式への転換</u> を請求することができる。 ② 転換を請求し得べき期間 および 転換の条件 は、完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式の発行に際して取締役会の決議をもって定める。	(取得請求権付株式) 第16条 第1種、第2種および第4種優先株式の株主は、 <u>当会社に対し、その有する株式にかて、普通株式の交付</u> を請求することができる。 2. <u>前項の取得請求をすることができる期間</u> および <u>普通株式交付の条件</u> は、完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式の発行に際して取締役会の決議をもって定める。
(普通株式への一斉転換) 第17条 <u>転換を請求し得べき</u> 期間中に <u>転換請求</u> のなかつた第1種、第2種または第4種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、「一斉転換日」という)をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日を除く)で除して得られる数の普通株式となる。当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。 ② 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じた場合は、 <u>商法に定める株式併合の場合に準じて</u> これを取り扱う。	(取得条項付株式に対する普通株式の交付) 第17条 <u>前条により取得請求をすることができる</u> 期間中に <u>取得請求</u> のなかつた第1種、第2種または第4種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という) に、当会社がその株式の全部を取得し 、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日を除く)で除して得られる数の普通株式 を交付する 。当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式 を交付する 。 2. 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じた場合は、 <u>会社法に従って</u> これを取り扱う。
(優先順位) 第18条 第1種、第2種、第3種、第4種および第5種優先株式相互の間の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。	(優先順位) 第18条 第1種、第2種、第3種、第4種および第5種優先株式相互の間の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。
(優先配当金の除斥期間) 第19条 第44条 の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。	(優先配当金の除斥期間) 第19条 第52条 の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第20条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3月以内に</u>招集し、臨時株主総会は<u>必要がある</u>ときに隨時これを招集する。</p> <p>② 株主総会は、本店所在地、その隣接地または札幌市で開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第20条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、</u>臨時株主総会は、<u>必要ある</u>ときに隨時これを招集する。</p> <p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第21条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第21条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第22条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第23条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(決議の方法)</p> <p>第22条 株主総会の決議は、法令または本定款に<u>定め</u>ある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数<u>で</u>行う。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上<u>で</u>行う。</p>	<p style="text-align: center;">(決議の方法)</p> <p>第24条 株主総会の決議は、法令または本定款に<u>別段の定め</u>がある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数<u>をもって</u>行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上<u>をもって</u>行う。</p>
<p style="text-align: center;">(議決権の代理行使)</p> <p>第23条 株主は、当会社の当該総会において議決権を有する他の株主<u>を</u>代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会<u>毎に</u>代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(議決権の代理行使)</p> <p>第25条 株主は、当会社の当該総会において議決権を有する他の株主<u>1名を</u>代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会<u>ごとに</u>代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(議事録)</p> <p>第24条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(種類株主総会)</p> <p>第25条 第21条、第23条および第24条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>	<p style="text-align: center;">(種類株主総会)</p> <p>第26条 第22条および第25条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第26条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第27条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">(選任方法)</p> <p>第27条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>で</u>行う。</p>	<p style="text-align: center;">(選任および解任方法)</p> <p>第28条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任および解任決議は、議決権を行</p> <p>使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>をもって</u>行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第28条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第29条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役会の決議により取締役社長1名を置く。また、必要がある場合には取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</p>	<p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第29条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第30条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を置く。また、必要がある場合には取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p>
(新 設)	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第31条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第30条 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第31条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第32条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第33条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
(取締役会の議事録) 第32条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	(削 除)
(新 設)	<p>(取締役会規定) 第34条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>
(新 設)	<p>(報酬等) 第35条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p>
(新 設)	<p>(社外取締役の責任限定契約) 第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 監査役および監査役会 (員 数) 第33条 当会社の監査役は、4名以上5名以内とする。 (選任方法) 第34条 監査役は、株主総会において選任する。 ② <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という）を選任することができる。</u> ③ <u>監査役および補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> ④ <u>補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u> ⑤ <u>補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。</u>	第6章 監査役および監査役会 (員 数) 第37条 当会社の監査役は、4名以上5名以内とする。 (選任方法) 第38条 監査役は、株主総会において選任する。 (削 除) 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (削 除) (削 除)
(新 設)	(補欠監査役の予選の効力) 第39条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
(任 期) 第35条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(任 期) 第40条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤の監査役) 第36条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u>	(常勤の監査役) 第41条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、会日の <u>7日前</u> までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u>	(監査役会の招集通知) 第42条 監査役会の招集通知は、会日の <u>3日前</u> までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催する ことができる。
(監査役会の決議方法) 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u>	(削 除)
(監査役会の議事録) 第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>	(削 除)
(新 設)	(監査役会規定) 第43条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u>
(新 設)	(報酬等) 第44条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(新 設)	(社外監査役の責任限定契約) 第45条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第7章 会計監査人</u> <u>(選任方法)</u> <u>第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	<u>(任期)</u> <u>第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	<u>(報酬等)</u> <u>第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第7章 計 算 (営業年度および決算期) 第40条 当会社の 営業 年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年 <u>とし</u> 、 毎年3月31日を決算期とする。	第8章 計 算 (事業年度) 第49条 当会社の 事業 年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年 <u>とする</u> 。
(利益配当金) 第41条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。 (新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第50条 当会社は剰余金の期末配当を毎年3月31日を基準日として行う。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
(中間配当金) 第42条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(中間配当) 第51条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。
(優先株式の転換と配当) 第43条 当会社が発行する第1種、第2種および第4種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。	(削 除)
(配当金の除斥期間) 第44条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第52条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上